

船橋市
重度障害者等就労支援特別事業の
ガイドライン

令和6年4月

船橋市福祉サービス部障害福祉課

1	船橋市重度障害者等就労支援特別事業について	- 2 -
2	対象者	- 2 -
3	支援対象範囲	- 2 -
4	業務介助と業務外の福祉的支援	- 4 -
5	支給量	- 4 -
6	支給額	- 5 -
6.1	2人の支援員(ヘルパー)による支援	- 5 -
6.2	ヘルパーの派遣時間単位	- 5 -
7	支給額の計算方法	- 6 -
8	利用者負担額	- 6 -
9	サービス提供を行う事業所	- 7 -
10	ヘルパーの資格要件	- 7 -
11	民間企業に雇用されている人が利用する場合	- 8 -
12	民間企業に雇用されている場合(フロー図)	- 9 -
12.1	利用までの流れ	- 9 -
12.2	請求の流れ	- 10 -
13	自営業等の場合	- 11 -
14	請求方法について	- 12 -
15	注意事項	- 12 -
15.1	勤務先の企業との調整を十分に行ってください	- 12 -
15.2	事業所の責務について	- 12 -
16	Q&A	- 13 -

1 船橋市重度障害者等就労支援特別事業について

船橋市重度障害者等就労支援特別事業は、重度の障害があっても働きたい、もっと働きたいという人に対して、就労機会の拡大等をサポートし、雇用を促進することを目的とした事業です。

2 対象者

対象者は次のすべてに該当する人です。

- ① 船橋市で重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている人
- ② 民間企業に雇用されている（※1）又は自営業等（法人の代表者や役員等を含む）の人（※2）
- ③ 1週間の所定労働時間が10時間以上ある人（※3）

※1…就労継続支援A型の利用者を除く

※2…国家公務員等の公務部門で雇用等される人を除く

※3…民間企業に雇用されている人の場合、今後10時間以上の勤務となることが見込まれる人も可

3 支援対象範囲

支援の範囲は、民間企業に雇用されている人と自営業等の人で異なります。また、重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定者毎でも異なりますので、ご注意ください。

民間企業に雇用されている人は、勤務先が独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）の実施する「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」の制度を活用することとなります。本事業はこの助成金を活用できない部分について支援します。

重度訪問介護	同行援護	行動援護
--------	------	------

民間企業	業務介助	JEED 支援		JEED 支援		JEED 支援	
	業務外の福祉的支援	船橋市支援		船橋市支援		船橋市支援	
	通勤支援	JEED 支援 ※各年度 3ヵ月まで	船橋市支援 ※各年度4ヵ月以降	JEED 支援 ※各年度 3ヵ月まで	船橋市支援 ※各年度4ヵ月以降	JEED 支援 ※各年度 3ヵ月まで	船橋市支援 ※各年度4ヵ月以降

自営業等	業務介助	船橋市支援		船橋市支援		船橋市支援	
	業務外の福祉的支援	船橋市支援		対象外		対象外	
	通勤支援	船橋市支援		船橋市支援		船橋市支援	

4 業務介助と業務外の福祉的支援

職場での支援である業務介助と業務外の福祉的支援の代表例は以下のとおりです。

業務介助	<ul style="list-style-type: none">• 業務上の移動及び外出• PC等の情報処理機器の準備及び調整• 代読• 代筆• 録音図書の作成
業務外の福祉的支援	<ul style="list-style-type: none">• 排泄• 食事の介助• 喀痰吸引• 姿勢の調整• 安全確保のための見守り

5 支給量

支給量については、下表のとおりです。

	1月あたりの支給量
重度訪問介護	130時間
同行援護	80時間
行動援護	80時間

6 支給額

支給額については、下表のとおりです。

所要時間(1日当たり)	サービス提供費		
	重度訪問介護	同行援護	行動援護
1時間未満	2,000円	3,240円	4,690円
1時間以上 1時間30分未満	2,970円	4,680円	6,640円
1時間30分以上 2時間未満	3,960円	5,380円	8,170円
2時間以上 2時間30分未満	4,950円	6,070円	9,710円
2時間30分以上 3時間未満	5,930円	6,780円	11,230円
3時間以上 3時間30分未満	6,910円		12,770円
3時間30分以上 4時間未満	7,890円		14,310円
以降 30分ごとに加算	920円	700円	1,550円

6.1 2人の支援員(ヘルパー)による支援

利用者の身体的理由などにより 1 人のヘルパーによる介護が困難と市が認めた場合、2人のヘルパーによる支援が可能です。該当と思われる場合は、事前に市へご相談ください。

なお、2人のヘルパーによる支援の場合、費用は上表の2倍となります。

6.2 ヘルパーの派遣時間単位

派遣時間は30分単位です。

7 支給額の計算方法

利用者が1日の内に以下の時間帯でサービスを利用した場合の支給額の計算方法例は以下のとおりです。

例) 利用した時間帯	<ul style="list-style-type: none">• 午前9時～午前10時（1時間）• 午前11時～午後1時（2時間）• 午後1時30分～午後2時（30分）
------------	---



【重度訪問介護】	1日の利用時間をすべて足しあげたうえで、その合計利用時間に相当する支給額を算出します。
	1時間+2時間+30分=3時間30分 =7,890円
【同行援護】	1日の利用時間ごとに支給額を算出します。
	1時間=4,680円 2時間=6,070円 30分=3,240円 <u>合計13,990円</u>
	1日の利用時間ごとに支給額を算出します。
【行動援護】	1時間=6,640円 2時間=9,710円 30分=4,690円 <u>合計21,040円</u>

8 利用者負担額

利用者負担額については、下表のとおりです。サービス費用の1割を負担する場合でも、一月あたり最大でも3万7200円が上限額となり、それ以上の負担はありません。

世帯の収入状況	利用者負担額	世帯の範囲
生活保護世帯	0円	本人及び本人と同一の世帯に属する者
市民税非課税世帯	0円	本人とその配偶者
市民税課税世帯 (支給決定者が障害児の保護者で、市民税所得割額 28 万円未満のもの)	サービス費用の1割 (上限 4,600円)	※本人が18歳未満の場合は、本人及び本人と同一の世帯に属する者
市民税課税世帯 (市民税所得割額 16 万円未満のもの)	サービス費用の1割 (上限 9,300円)	
市民税課税世帯 (上記以外)	サービス費用の1割 (上限 37,200円)	

9 サービス提供を行う事業所

以下のすべてを満たした事業所がサービス提供を行うことが可能です。

- ① 重度訪問介護、同行援護、行動援護の事業の指定を受けている事業所
- ② 障害者総合支援法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスの指定を受けた事業所
- ③ 支給決定障害者が指定した事業所

10 ヘルパーの資格要件

重度訪問介護、同行援護、行動援護を行うヘルパーとしての要件を満たしているもの。

11 民間企業に雇用されている人が利用する場合

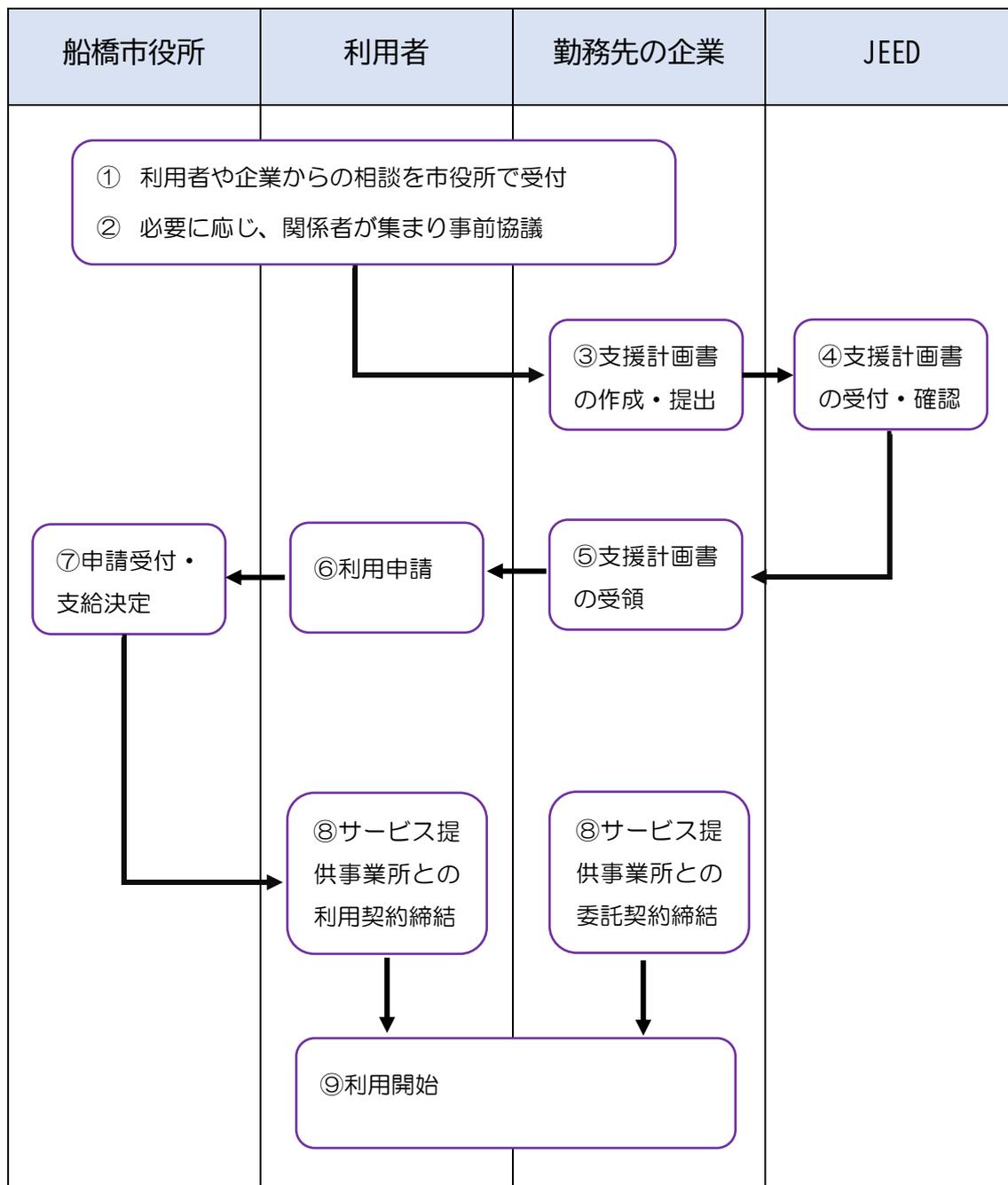
勤務先の民間企業が JEED の実施する「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」の制度を活用することが必要です。

勤務先が助成金申請要件を満たしているかは、JEED のホームページ (<https://www.jeed.go.jp/>) に掲載されている、以下の助成金のパンフレット等でご確認ください。

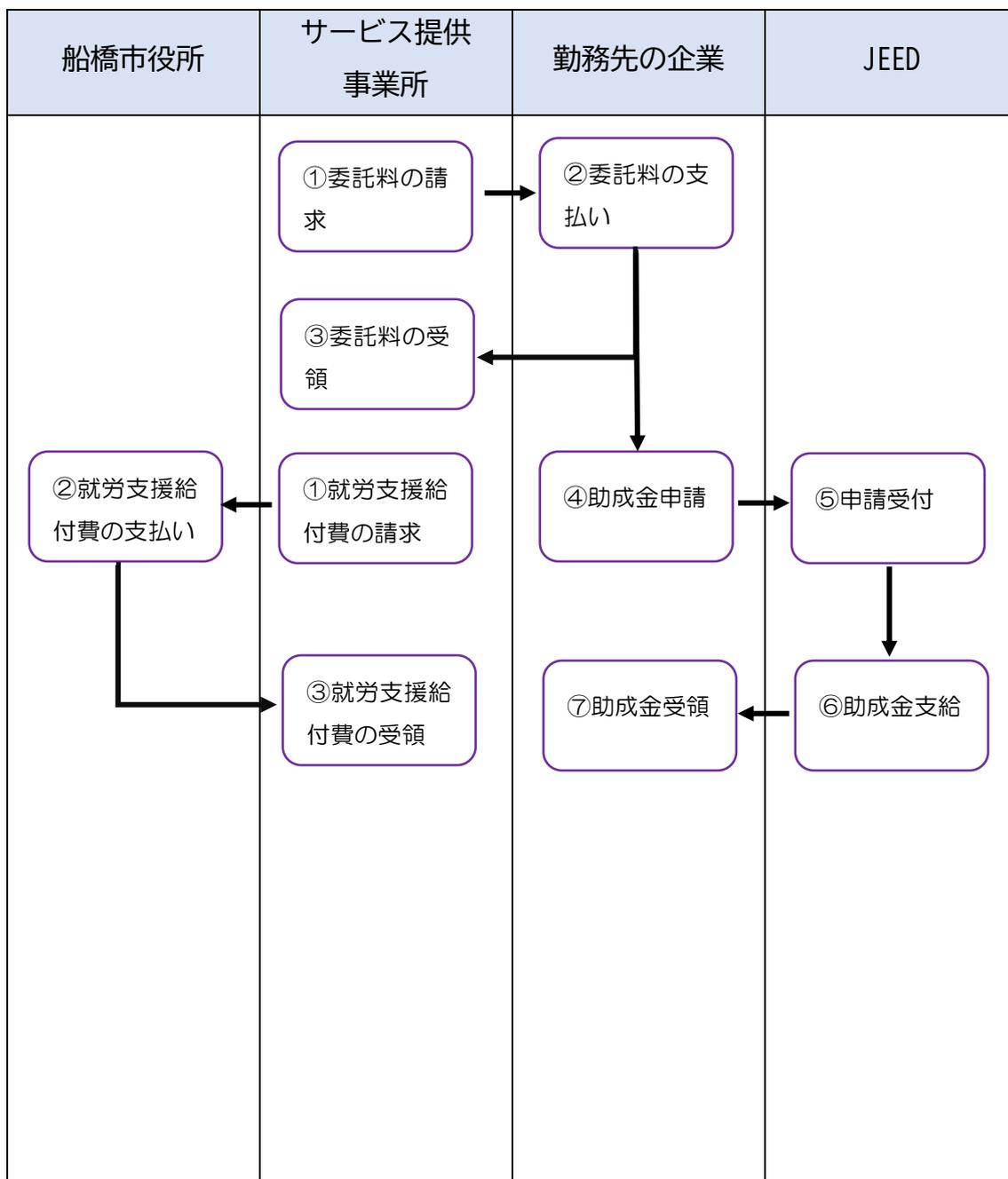
- 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金
- 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金

12 民間企業に雇用されている場合(フロー図)

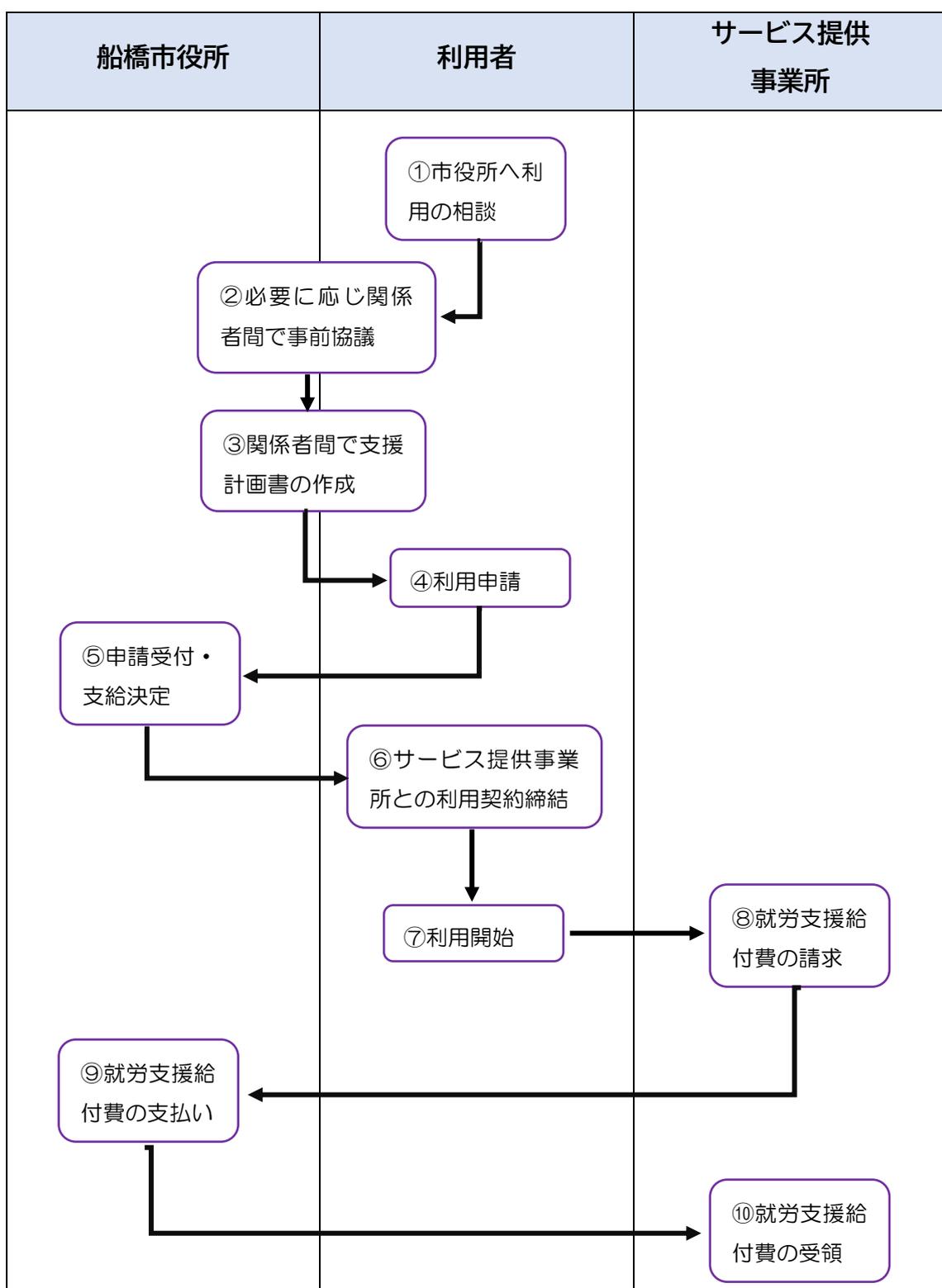
12.1 利用までの流れ



12.2 請求の流れ



13 自営業等の場合



14 請求方法について

サービス提供を行った場合、サービス提供をした月の翌月の10日までに以下の書類を郵送してください。

1. 船橋市重度障害者等就労支援特別事業費請求書(第10号様式)
2. 船橋市重度障害者等就労支援特別事業費明細書(第11号様式)
3. 船橋市重度障害者等就労支援特別事業費サービス提供実績記録票(第12号様式)

15 注意事項

15.1 勤務先の企業との調整を十分に行ってください

民間企業に雇用されている人は、事前に勤務先と本事業について、十分調整・情報共有を行ってください。

また、業務上知りえる可能性のある企業の機密情報の扱い等については、企業と事前に取り決めを行ってください。

15.2 事業所の責務について

障害福祉サービスや地域生活支援事業と同様に、事業所は事業費を代理受領する際は、委任状(様式第9号)を本市に提出してください。

また、本市から事業費を受領した際は、利用者に事業費を受領した旨を通知してください。利用者から利用者負担額を徴収した際は、領収書を発行してください。

16 Q&A

Q1 民間企業に雇用されている人は、必要に応じ、関係者が集まり事前協議するとなっている（12.1 フロー内）が、この「関係者」とはどのような人たちを指すのか。

A1 船橋市、障害者本人、重度訪問介護等サービス事業者、JEED、その他地域の特定相談支援事業所の相談支援専門員、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター等の就労支援機関の職員及び医療機関の理学療法士、作業療法士等を指します。

Q2 自営業者とはどのような人を指すのか。

A2 民間企業で雇用されている人、公務員やそれに準ずる人以外の人で、重度訪問介護等のサービス利用にあたって「経済活動」を理由に当該サービスの利用ができない時間がある人です。例えば、企業等の業務の一例えば、企業等の業務の一部を請け負う自営業（専門家、講師業、芸能人、在宅就業従事者（雇用ではない在宅ワーク）等）としての働き方や有償ボランティア、労働者共同組合、法人代表、役員等その他雇用には属さない有償働き方が想定されます。

Q3 Q2の公務員やそれに準ずる人とは何を指すのか。

A3 国家・地方公務員、国会・地方議会議員等の公務部門で雇用されている人です。また、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」別表第2に記載する特殊法人も本事業の対象外となります。

Q4 在宅勤務も対象となるのか。

A4 対象です。

Q5 勤務場所が船橋市外でも対象となるのか。

A5 対象です。

Q6 支援計画書は誰が作成するのか。

A6 民間企業に雇用されている人の場合は、勤務先の企業が主体となって作成します。自営業者の場合は、利用者が主体となります。

Q7 すでに勤務している人も対象となるのか。

A7 これから働き始める人だけでなく、すでに勤務している人も対象となります。